(5)　その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき益金の額に算入した金額がこれらの規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

(6)　その還付を受ける外国法人税の額で益金の額に算入している金額

ロ　法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社　当該外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額に当該所得の金額に係る(1)から(4)までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る(5)及び(6)に掲げる金額の合計額を控除した残額

(1)　その支払う配当等の額で費用の額又は損失の額としている金額

(2)　その納付する外国法人税の額で費用の額又は損失の額としている金額

(3)　その積み立てた保険準備金の額のうち費用の額又は損失の額としている金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

(4)　その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき収益の額としている金額がこれらの規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

(5)　その支払を受ける配当等の額で収益の額としている金額

(6)　その還付を受ける外国法人税の額で収益の額としている金額

第三十九条の十七の二第二項第二号中「前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課される」を「次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　前号イに掲げる外国関係会社　同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課される外国法人税の額

ロ　前号ロに掲げる外国関係会社　その本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける同号ロ(5)に掲げる配当等の額に対して課される外国法人税の額

第三十九条の十七の二第二項第四号を次のように改める。

四　前項の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、同項に規定する割合は、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。

イ　第一号イに掲げる外国関係会社　その行う主たる事業に係る収入金額（当該収入金額が同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれる配当等の額である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率に相当する割合

ロ　第一号ロに掲げる外国関係会社　零

第三十九条の十七の三第二十八項中「、零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第四十条の四第六項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社を含む。）」を「、法第四十条の四第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）又は法第六十八条の九十第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に、「第三十九条の百十七の二第二十八項」を「第三十九条の百十七の二第三十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第九項から第十二項まで」を「第十一項から第十四項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十項及び第二十一項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第一号中「貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号中「第二条第十二号の二」を「第二条第一項第十二号の二」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「いう」を「いい、個人を除く」に改め、同号ロ中「第三十九条の十四の三第十四項第一号」を「第三十九条の十四の三第十五項第一号」に、「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第二項第六号」に、「限る」を「限るものとし、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く」に改め、同項第三号中「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第二項第六号」に、「が当該」を「（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）が当該」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「金額」の下に「及び財務省令で定める金額」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「同条第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう」を「同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く」に、「第八項第三号」を「第十項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十六条の六第六項に規定する政令で定める日は、清算外国金融子会社等（同項に規定する清算外国金融子会社等をいう。次項及び第三十項において同じ。）の残余財産の確定の日と特定日（同条第六項に規定する該当しないこととなつた日をいう。次項において同じ。）以後五年を経過する日とのいずれか早い日とする。

2　法第六十六条の六第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度（同項に規定する特定清算事業年度をいう。第三十項において同じ。）に係る同条第六項第一号から第七号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（特定日の前日に有していた資産若しくは負債又は特定日前に締結した契約に基づく取引に係るものに限る。）の合計額とする。

第三十九条の十七の四第九項中「第三十九条の百十七の三第九項」を「第三十九条の百十七の三第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「同号の一の内国法人」を「同条第一項各号に掲げる内国法人」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「の一の内国法人」を「の一の内国法人等」に、「一の内国法人の有する」を「一の内国法人等の有する」に、「一の内国法人の当該」を「一の内国法人等の当該」に改め、「当該一の内国法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第三十九条の十七第七項の規定は、前項に規定する間接保有株式等保有割合について準用する。

第三十九条の十七の四第二項中「一の内国法人」の下に「及び当該一の内国法人との間に同号に規定する特定資本関係のある内国法人（次項において「一の内国法人等」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。